

自立訓練(機能訓練)

人員基準	従業者	看護職員	1人以上（ 1人以上は常勤 ）	
		理学療法士、 作業療法士又は言語聴覚士	1人以上	
		生活支援員	1人以上（ 1人以上は常勤 ）	
		※ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上		
		サービス管理責任者	利用者が 60 人以下	1人以上
			利用者が 61 人以上	1人に、利用者が 60 人を超えて 40 又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上
		※ 訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと		
	管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		
設備基準	訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること		
	相談室	間仕切り等を設けること		
	洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること		
	多目的室その他運営 に必要な設備	—		